

大阪大学放射線障害予防通則

(目的)

第1条 この通則は、大阪大学(以下「本学」という。)における放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたもの(以下「放射性同位元素等」という。)並びに放射線発生装置の取扱いを規制し、これらによる放射線障害を防止し、安全を確保することを目的とする。

(放射線施設)

第2条 本学における放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱う施設(以下「放射線施設」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 理学研究科放射性同位元素実験室
- (2) 理学研究科附属基礎理学プロジェクト研究センター
- (3) 医学系研究科放射性同位元素使用施設
- (4) 医学系研究科保健学専攻放射性同位元素等使用施設
- (5) 医学系研究科第2放射性同位元素使用施設
- (6) 医学部附属病院放射性同位元素等診療施設
- (7) 歯学部附属病院放射性同位元素等診療施設
- (8) 薬学研究科放射性同位元素実験室
- (9) 工学研究科放射性同位元素等使用施設
- (10) 工学研究科自由電子レーザー研究施設放射線発生装置等使用施設
- (11) 基礎工学研究科放射性同位元素実験室
- (12) 生命機能研究科放射性同位元素等使用施設
- (13) 微生物病研究所放射性同位元素実験室
- (14) 産業科学研究所放射性同位元素等使用施設
- (15) 蛋白質研究所放射性同位元素実験室
- (16) 超高圧電子顕微鏡センター放射線発生装置等使用施設
- (17) ラジオアイソトープ総合センター(吹田本館)放射性同位元素等使用施設
- (18) ラジオアイソトープ総合センター(豊中分館)放射性同位元素等使用施設
- (19) 核物理研究センター放射性同位元素等使用施設
- (20) レーザーエネルギー学研究センター放射性同位元素等使用施設

(使用の承認)

第3条 部局の長は、新たに放射線施設を設置しようとするとき又は放射線施設の使用を変更しようとするときは、あらかじめ総長に届け出なければならない。

2 総長は、前項の届出があったときは、文部科学大臣に申請し、承認を受けなければな

らない。

(安全管理の委員会等)

第4条 本学における放射線障害の予防に関する基本的事項については、大阪大学原子力研究・安全委員会(以下「委員会」という。)が、具体的事項については、委員会規程第7条第3項の規定に基づき置かれる大阪大学原子力研究・安全委員会放射線安全管理部会(以下「安全管理部会」という。)がそれぞれ審議する。

2 第2条の放射線施設を有する部局長(以下「部局長」という。)は、当該部局における放射線障害の予防に関し必要な事項を審議するため、部局放射線安全委員会を置かなければならない。

(業務の管理)

第5条 部局長は、当該部局の放射線施設における放射線障害の防止に関する業務を統括する。

2 部局長は、前項の職務を遂行にするにあたっては、次条の規定により置かれる放射線取扱主任者の意見を尊重しなければならない。

(放射線取扱主任者)

第6条 部局長は、当該部局における各放射線施設に、放射線障害の発生の防止に関する監督を行わせるため、放射線取扱主任者(以下「取扱主任者」という。)を置かなければならない。

(取扱主任者及び取扱主任者の代理者の選任)

第6条の2 取扱主任者及び取扱主任者の代理者の選任は、総長が行うものとし、総長はこれを部局長に専決させるものとする。

2 部局長は、前項の規定により取扱主任者及び取扱主任者の代理者の選任の専決を行ったときは、総長に届け出るものとする。

(放射線障害予防規程)

第7条 部局長は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)第21条の規定に基づき、第2条に規定する各放射線施設ごとに放射線障害予防規程(以下「予防規程」という。)を定めなければならない。

2 予防規程は、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに従事する者に関する職務及び組織に関すること。

(2) 取扱主任者その他の放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの安全管理に

従事する者に関する職務及び組織に関すること。

- (3) 取扱主任者の代理者の選任に関すること。
 - (4) 放射線施設の維持及び管理(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。)第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者の立入りの管理を含む。)に関すること。
 - (5) 放射線施設の点検に関すること。
 - (6) 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に関すること(施行規則第15条第2項に規定する場合における密封されていない放射性同位元素の数量の確認の方法に関することを含む。)
 - (7) 放射性同位元素等の受入れ、払出し、保管、運搬又は廃棄に関すること。
 - (8) 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定並びにその測定の結果についての記録等に関すること。
 - (9) 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練に関すること。
 - (10) 健康診断に関すること。
 - (11) 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する保健上必要な措置に関すること。
 - (12) 法第25条に定める記帳及び保存に関すること。
 - (13) 地震、火災その他の災害が起こったときの措置(次号及び第15号を除く。)に関すること。
 - (14) 危険時の措置に関すること。
 - (15) 事故時の措置に関すること。
 - (16) 放射線管理の状況の報告に関すること。
 - (17) その他放射線障害の防止に関し必要な事項
- 3 部局長は、予防規程を制定、改正又は廃止したときは、速やかに総長に届け出なければならない。

(登録)

- 第8条 各放射線施設において、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事しようとする者は、別に定める要項により申請し、登録されなければならない。
- 2 前項の規定により登録された者(以下「取扱等業務従事者」という。)以外の者は、放射線業務に従事し、又は放射線施設若しくは管理区域に立ち入ってはならない。ただし、放射線施設又は管理区域に、取扱主任者の許可を受けて一時的に立ち入る者はこの限りでない。
 - 3 取扱等業務従事者その他放射線施設又は管理区域に立ち入る者は、取扱主任者が放射

線障害防止のために行う指示に従わなければならない。

(放射線施設の維持管理)

第9条 部局長は、放射線施設を法令に定める技術上の基準に適合させるため、定期的に放射線施設の点検を行い、その結果を記録し、かつ、異常を認めたときは、修理等必要な措置を講じなければならない。

2 部局長は、管理区域の外に通ずる扉及び放射性同位元素等を貯蔵又は廃棄する各室の扉(ただし、これらの室が互いに隣接している場合における室同士の扉を除く。)を施錠し、かぎを管理する者としてあらかじめ指定した者にそのかぎを厳重に管理させ、これらの扉を出入りした者の氏名、所属及び出入りの日時を帳簿に記録させなければならない。

3 安全管理部会は、放射線施設の適正な維持管理を監督するため、定期的に若しくは随時に放射線施設に立ち入り、又は帳簿記録等により、放射線施設の維持管理並びに放射性同位元素等及び放射線発生装置の取扱い状況について、調査及び点検を行うことができる。

4 安全管理部会は、前項の調査及び点検の結果を委員会に報告するものとする。

(放射線管理状況報告書の提出)

第10条 部局長は、毎年度放射線管理状況報告書(以下「報告書」という。)を作成し、所定の期日までに総長に提出しなければならない。

2 総長は、前項の報告書を受領したときは、所定の期日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

(運搬)

第11条 放射性同位元素等を運搬しようとするときは、別に定める要項により行わなければならない。

(個人被ばく線量の測定)

第12条 部局長は、管理区域に立ち入った者についての個人被ばく線量及び放射性同位元素による汚染状況の測定を、別に定める要項により取扱主任者の助言のもとに行わなければならない。

(教育及び訓練)

第13条 部局長は、取扱等業務従事者に対し、法令に定める教育及び訓練を実施しなければならない。

(健康管理)

第14条 部局長は、取扱等業務従事者に対し、別に定める要項により健康診断を受けさせ、取扱等業務従事者の健康を管理しなければならない。

(取扱等業務従事者の転出等の際の措置)

第14条の2 部局長は、取扱等業務従事者が配置換え、転出又は退職等により異動する場合は、当該取扱等業務従事者の取扱等に係る放射性同位元素等の他の取扱等業務従事者への引継、廃棄その他の必要な措置を講じなければならない。

(地震等の災害時の措置)

第15条 地震、火災その他の災害が起こったときは、各放射線施設の予防規程及び別表1に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。

2 部局長は、前項の通報を受けたときは、直ちに放射線施設を点検しなければならない。

(危険時の措置)

第16条 地震、火災その他の災害により放射線障害の発生するおそれがあるとき又は放射線障害が発生したときは、別表1に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。

2 取扱主任者は、前項の通報を受けたときは、直ちに災害の防止、避難警告その他法令の定める応急の措置を講ずるとともに、当該事態が発生した旨を所轄の警察署、部局長及び文部科学省の担当部局に通報しなければならない。

(事故時の措置)

第17条 第1号から第8号までに掲げる事故が発生したときは、別表2に定める連絡通報体制に、第9号に掲げる事故が発生したときは別表3に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。

(1) 放射性同位元素の盗取又は所在不明が発生したとき。

(2) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、施行規則第19条第1項第2号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。

(3) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、施行規則第19条第1項第5号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。

(4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき(施行規則第15条第2項の規定により管理区域の外において密封されていない放射性同位元素の使用をした場合を除く。)。

- (5) 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。)を除く。
- ア 漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
- イ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、空气中濃度限度を超えるおそれがないとき。
- (6) 施行規則第14条の7第1項第3号の線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。
- (7) 放射性同位元素等の使用、その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が取扱等業務従事者にあつては5ミリシーベルト、取扱等業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。
- (8) 取扱等業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- (9) 管理下でない放射性同位元素等が発見されたとき。
- 2 部局長は、前項第1号に掲げる事故の通報を受けたときは、直ちに、その旨を所轄の警察署に通報しなければならない。

(遵守事項)

第18条 放射線障害の予防に関しては、この通則に定めるもののほか、法令の定めに従わなければならない。

(その他)

第19条 この通則に定めるもののほか、放射線障害の予防に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この通則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 大阪大学放射線障害予防規程(昭和35年11月16日制定)は、廃止する。

附 則(抄)

- 1 この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年10月1日から施行する。

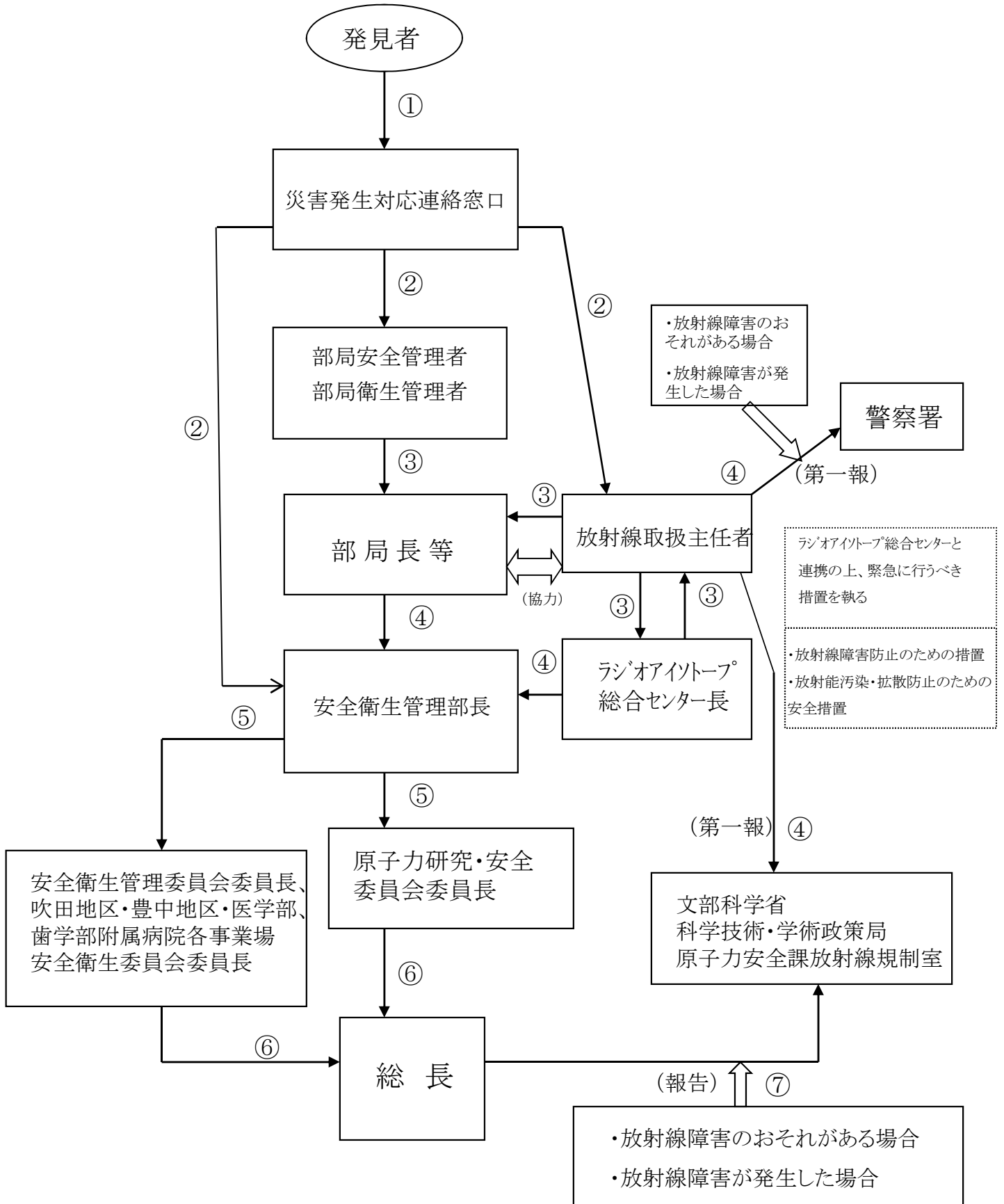
附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

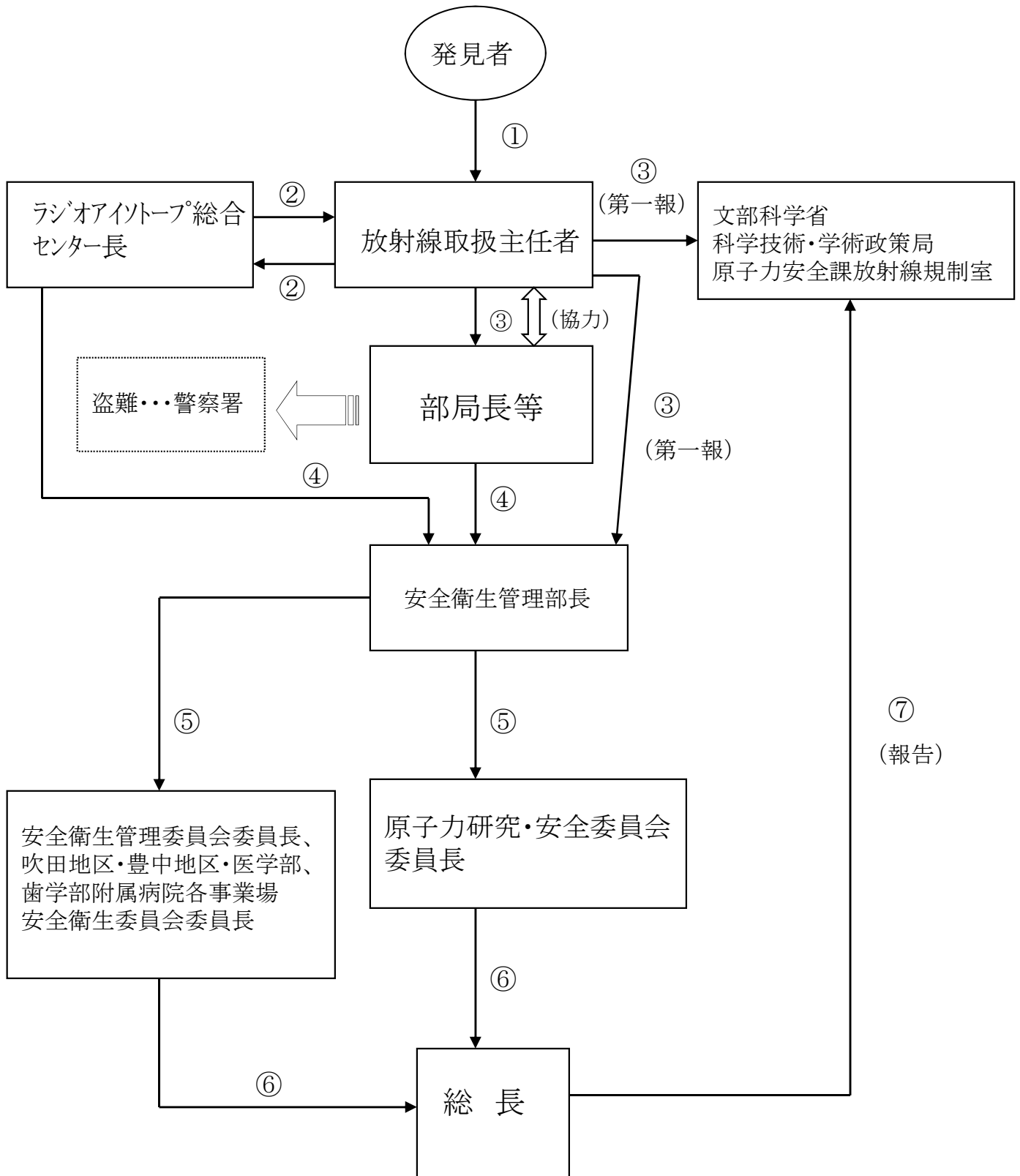
附 則

この改正は、平成24年4月27日から施行する。

別表1(第15条第1項及び第16条第1項関係)



別表2(第17条第1項関係)



別表3(第17条第1項関係)

